

名古屋都市計画特別用途地区の変更計画書

(名古屋市決定)

名古屋都市計画特別用途地区の変更（名古屋市決定）

都市計画特別用途地区中、特別工業地区及び大規模集客施設制限地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区 〔第1種特別 工業地区〕	約 675 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 名古屋市特別工業地区建築条例 ・ 規制内容 近隣に環境悪化をもたらすおそれのある工場業種を規制する。（用途地域が準工業地域に指定されている区域のうち、近隣公害を防止すべき地区に指定）
特別工業地区 〔第2種特別 工業地区〕	約 936 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 名古屋市特別工業地区建築条例 ・ 規制内容 広域に公害をもたらすおそれのある工場業種を規制する。（用途地域が工業地域に指定されている区域のうち、広域公害を防止すべき地区に指定）
合 計	約 1,611 ha	
大規模集客施設 制限地区	約 3,553 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名古屋市域における全ての準工業地域に指定 ・ 条例 名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例 ・ 規制内容 都市構造や周辺環境に大きな影響を与えるおそれのある大規模集客施設を規制する。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

用途地域の変更に伴い、適切な土地利用を誘導するため変更するものである。